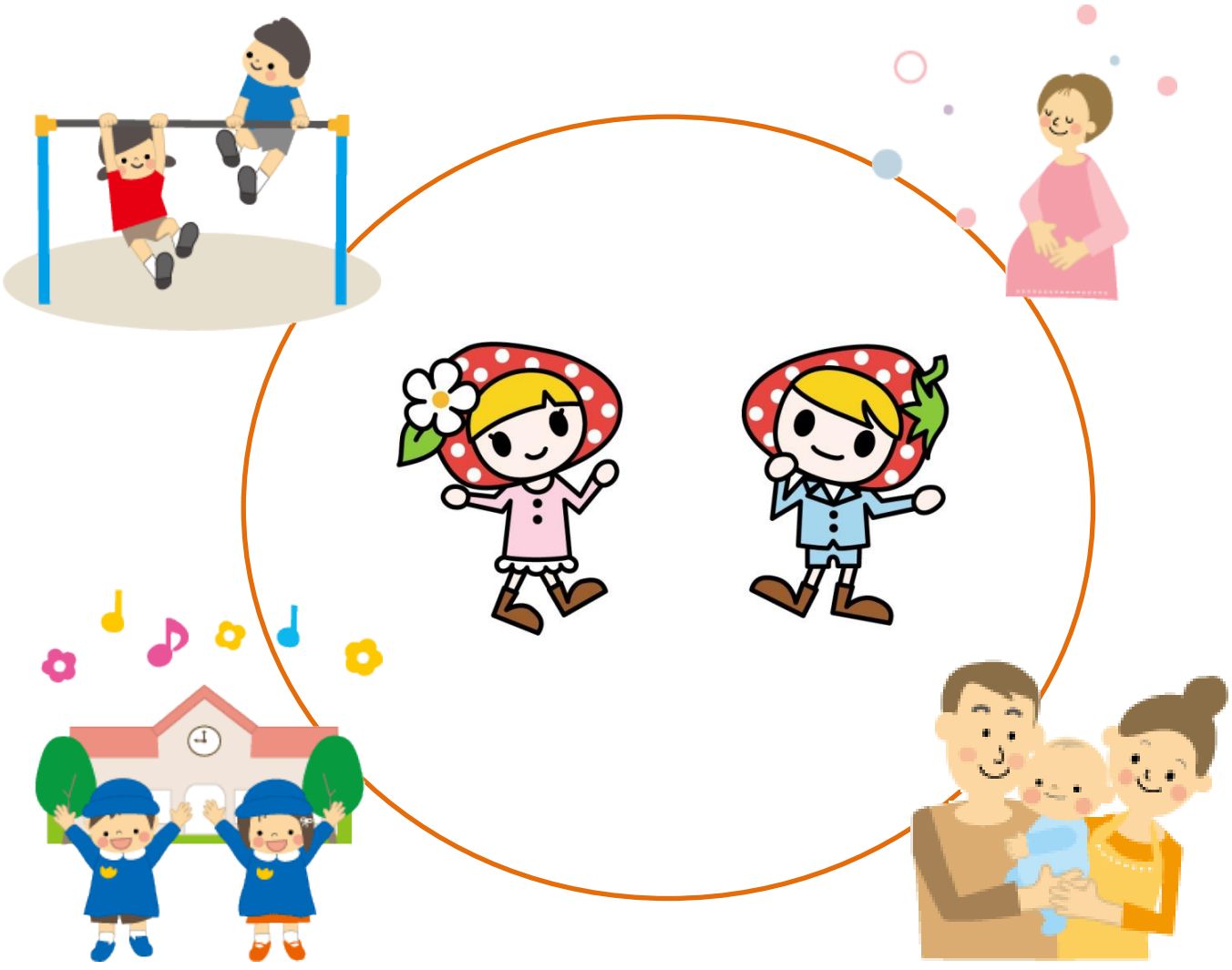
令和９年度

喬木村　保育施設
利用のしおり



令和 ８ 年 １１ 月

喬　　木　　村

令和９年度　喬木村保育施設利用のしおり

も　く　じ

(1) 子ども・子育て支援新制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 制度の概要
- 保育施設の種類
- 施設・事業の利用手続きのイメージ

(2) 保育所等の利用手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～5
- 利用するための要件
- 区分の認定について
- 申し込み手続きについて
- 提出書類について
- 留意事項
- 村内保育所一覧

(3) 利用者負担（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～8
- 留意事項
- 令和８年度利用者負担徴収基準額表（予定）
- 延長保育事業について

(4) 地域子育て支援事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～10
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）
- 一時預かり保育事業
- 病児保育事業

(5) 喬木村保育園について（喬木村２園の紹介)・・・・・・・・・・・・・11～19
- 入所にあたって（身支度・服装について）
- 準備していただくもの

(6) その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～24
- 各種様式記入例等
- 今後の日程について

【別紙関係書類】

支給認定申請書　兼　教育・保育施設入所申込書（１通）

就労（予定）証明書（２通）

村税等口座振替依頼書兼解約書（１通）

子ども・子育て支援新制度について

1．制度の概要

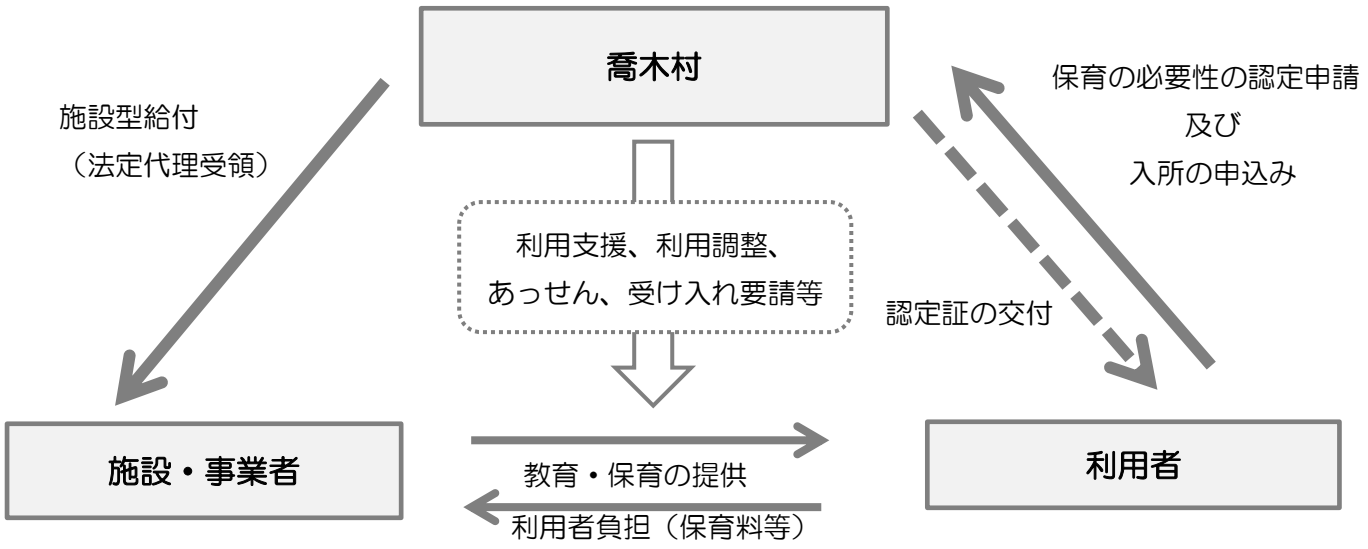
子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めて行くためにつくられた制度になります。子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指しています。

幼児教育・保育の無償化が 2019 年 10 月 1 日から始まり、全ての３歳～5 歳児と住民税非課税世帯の０歳～2 歳児の保育料が無償化となっています。給食費や延長保育料は対象外となり、給食費については実費徴収（国の示す目安月額 4,900 円）が基本とされています。

2．保育施設の種類

認可保育所（認可保育園）	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設面積、職員数、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。市町村が運営する公立保育園と、社会福祉法人などが運営する民間保育園があります。	**【入所申込み先】 喬木村教育委員会 子ども教育係**
認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設です。	
家庭的保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市町村長が認可した事業です。 ３歳未満児を対象に、利用定員を５人以下に設定して、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。	
小規模保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市町村長が認可した事業です。 ３歳未満児を対象に、定員 6～19 人の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う事業です。	

3．施設・事業の利用手続きのイメージ



保育所等の利用手続きについて

1．利用するための要件

1．お子さんの住所が喬木村にあること

2．お子さんの保護者（父母）が下記のいずれかの事由により保育を必要とする場合

保護者の就労や疾病などで保育が必要であり、集団保育が可能な健康状態である子どもが対象です。
保育所等を利用するには、「保育の必要性（事由）」と「保育の必要量（利用時間）」の認定を受ける必要があります。

■お子さん（児童）の保育を必要とする事由（保護者の状況による）

保育の必要性が認められるのは、お子さんの保護者（父母）が以下のいずれかの事由に該当する場合です。

事　由	状　況
就労・就学	保護者が１日４時間以上かつ月 16 日以上就労（就学）していること
出産の前後	母親が出産（予定）月の前後３か月であること 【例】７月 10 日出産の場合は４月１日～10 月 31 日までの期間
育児休業	保護者が育児休業中であること ※育児休業を事由とする場合の入所期間は、会社が認める育児休業の期間とする
疾病・障がい等	保護者の疾病、負傷または精神もしくは身体の障がいにより児童の保育ができないこと
親族の介護	保護者が親族を常時介護または看護していることにより児童の保育ができないこと
災害復旧	保護者が火災等の災害復旧にあたっているため児童の保育ができないこと
求職活動 起業準備	保護者が求職活動中あるいは起業準備中であること ※入所期間は入所日から３か月目の月末まで
その他	上記と同様の状況（その他）村長が認める場合

※申請書類の内容と、保育所等の利用開始後の実情が異なる場合（就労状況が記載と異なるなど）には、退所となることがあります。十分ご注意ください。
また、申請後に状況が変わる場合は必ず事前に教育委員会または保育園へご相談ください。

2．区分の認定について

≪保育の必要性の認定について≫

（１）支給認定申請書 兼 教育・保育施設入所申込書をもとに区分の認定を行います。

◯「２号認定」・・・満３歳以上で保育所の入所資格に該当する場合

◯「３号認定」・・・満３歳未満で保育所の入所資格に該当する場合

◆利用施設、年齢、保育必要時間等により、次のいずれかに区分されます。

認定区分	認定の内容（保育必要時間）	対象	該当する施設
１号認定 （3～5 歳）	教育標準時間認定 （4 時間を基準に各園で）	お子さんが満３歳以上で 幼稚園等での「教育」を希望する家庭	認定こども園 幼稚園
２号認定 （3～5 歳）	保育短時間認定 （最長８時間）	お子さんが満３歳以上で 「保育の必要な」共働き家庭等 （月 64 時間以上のパートタイム就労）	認定こども園 保育所

２号認定 （3～5 歳）	保育標準時間認定 （最長 11 時間）	お子さんが満３歳以上で 「保育の必要な」共働き家庭等 （月 120 時間程度のフルタイム就労）	認定こども園 保育所
３号認定 （0～2 歳）	保育短時間認定 （最長８時間）	お子さんが満３歳未満で 「保育の必要な」共働き家庭等 （月 64 時間以上のパートタイム就労）	認定こども園 保育所 地域型保育所
	保育標準時間認定 （最長 11 時間）	お子さんが満３歳未満で 「保育の必要な」共働き家庭等 （月 120 時間程度のフルタイム就労）	

３．申し込み手続きについて

保育所の入所申し込み受付は別添（Ｐ２４）の日程で行います。

令和９年４月１日～令和１０年３月 31 日までの間に保育所に入所希望の方はお申し込みください。

（出産や育児休業明けなど、**年度途中での入所希望の場合も含みます**）

喬木村内の保育園（たかぎ保育園・南保育園）を希望される方

喬木村（各保育園もしくは教育委員会）に申請書類を出してください。

各保育園の定員と希望状況により、村で利用調整を行います。

飯田市等村外の認定こども園、保育所等を希望される方

喬木村（教育委員会）に申請書類を提出してください。市町村間で広域入所調整を行います。

（ただし、施設が所在する市町村の方が優先されるため、ご希望に添えない場合があります）

【年度途中の入所について】

仕事復帰日や出産予定等が決まっている方から随時受付を行います。

入所日は原則として月初め（毎月１日）ですが、村では月内での途中入所も受け付けています。

その場合の入所月の利用者負担（保育料）は、日割り計算した額になります。

村外の保育所等を利用する「広域入所」の場合は、月初め（毎月１日）での入所をお願いします。

４．提出書類について

保育所の入所申込には、次の書類が必要となります。

①『支給認定申請書　兼　教育・保育施設入所申込書』

- 児童１人につき、１枚ずつ記入してください。
- 提出日現在の状況（年齢は令和９年４月１日現在）について、黒色ボールペンで記入漏れのないよう作成してください。

②『保育を必要とする事由を証明・確認する書類』、『保育料算定に必要な書類』（該当の方のみ）

- 保護者（父母それぞれ）のものが必要となります。

③ 村税等口座振替依頼書兼解約書（今回、新たに入所される方のみ）

- 保護者名での登録が必要となります。既に保護者名で登録のある方は提出不要です。

※上記の必要書類等が整っていることを確認の上、お申し込みいただきますようお願いします。

（④ 保育園広域入所希望理由書（村外の認定こども園、保育所等を希望される方のみ））

■保育を必要とする事由を証明・確認する書類

保護者の状況	提出書類	認定基準	提出日
就労・就学	・就労（予定）証明書 ・就学を証明する書類	**保育短時間** （父母のいずれかが月 120 時間未満就労） **保育標準時間** （父母ともに月 120 時間以上就労）	申込み時
妊娠・出産	母子手帳の写し （表紙、出産予定日記載ページ）	保育標準時間	
疾病・障がい等	・医師の診断書（通院頻度記載） ・障害者手帳等の写し	状況に応じて認定	
親族の介護	・介護を要する方の診断書 認定している介護保険証の写し	状況に応じて認定	
求職活動	ハローワークカードの写し等	保育短時間	
育児休業	会社からの育児休業証明	状況に応じて認定	
その他 （3歳以上児を事由とする場合も含む）	状況に応じて必要な書類	保育短時間	

■保育料算定に必要な書類（下記に該当する方のみ）

保護者の状況	提出書類	提出期限
令和８年中に喬木村へ 転入された場合	令和８年度所得課税扶養証明書 ※令和８年度も保育所に入所していて、保育料算定のため既にー度提出している場合は省略できます。	申込み時
令和９年１月１日以降 喬木村へ転入される場合	令和８年度所得課税扶養証明書 令和９年度所得課税扶養証明書（6月以降に取得）	転入手続き時

※令和８年度所得課税扶養証明書：令和８年１月１日時点で住所のあった市町村
令和９年度所得課税扶養証明書：令和９年１月１日時点で住所のあった市町村　　で取得してください。

５．留意事項

（１）各種変更の届出

保育所（園）は、家庭での保育に欠けるお子さんをお預かりする児童福祉施設です。

入所申込み内容に変更が生じたときには、教育委員会子ども教育係、または保育園で申請内容の変更手続きをしてください。用紙は各保育園でお受け取り、または村ホームページからダウンロードください。

入所資格に該当しなくなった場合には退所していただく場合があります。

変更内容	提出書類
氏名・世帯構成等の変更があったとき	支給認定変更申請書
転職したとき	就労証明書
離職し、求職のため入所を継続したいとき	ハローワークカードの写し等
入所後、年度途中で出産するとき	母子手帳の写し
年度途中に退所するとき	退所届
入所期間を変更するとき	支給認定変更申請書

（２）「求職活動」で申込みを行った場合の承諾期間について

「求職活動」を理由に入所申込みをされた場合の承諾期間は３ヶ月となります。
継続で入所を希望する場合には、入所承諾期間内に「就労証明書」を提出してください。提出がない場合は、承諾期間満了で原則、退所となりますのでご注意ください。

（３）自営業、農業等における就労事由で申込みを行う場合について

自営業や農業などの就労事由で入所申込みを行う場合は、就労・所得状況の確認のため、源泉徴収票など、所得状況が分かる資料の提出を求めることがあります。

村内保育所一覧

区分	保育所（園）名	定員	受入年齢	保育時間	特別保育実施状況		
					延長	一時	土曜
公立	たかぎ保育園	２００	満１歳 ～ 就学前	朝延長　７時 30 分～8時 00 分 標準時間　8時 00 分～19 時 00 分 短時間　8時 00 分～16 時 00 分 （短時間認定は 16 時以降、延長保育となります。）	○	○	○
	喬木南保育園	45			○	○	○(※)

※土曜保育は２園合同により、たかぎ保育園で実施します。

利用者負担（保育料）について

（１）留意事項

①階層区分及び保育料は、児童の父母等の市町村民税所得割額の合計で決定します。
②所得割額を計算する場合、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。
③2 歳児で未満児保育を利用されている方は、年度途中の満 3 歳到達前々日に、認定が 3 号から 2 号に切り替わりますが、利用者負担は当該年度末まで満 3 歳未満の 3 号認定と同額の利用者負担とさせていただきます。
④延長保育等の料金は別途必要になります（P8）。
⑤4 月～8月までは前年度、9月～3月までは当年度の村民税所得割額に基づき算定します。

（２）未満児（０歳～２歳児）の利用者負担（保育料）の減額措置について

・村では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、下記のとおり減額をしています。

対象世帯	第１子	第２子	第３子以降
村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯	半額	無料	無料
村民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯	通常の保育料	半額	無料

※ひとり親等要保護世帯に該当する場合は、上記の金額を 77,101 円で判定します。

◆【幼児教育の無償化について】◆

令和元年１０月より、年少から年長までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するお子さんの利用料無償化がスタートしました。

・無償の期間は、満３歳となった後の４月１日から小学校入学前までです。
※延長保育料は、別途必要となります。
・副食費（おかず）については実費徴収となり、喬木村では**月額 3,000 円**を徴収します。
※ただし、村民税所得割額が一定額以下（57,700 円未満の世帯・ひとり親等については、77,101 円未満）の世帯と、第３子以降のお子さんについては免除されます。免除の場合のみ、４月・９月にお知らせの通知を送付いたします。
※口座振替にて徴収させていただきます。
振替の際は、「保育料」の名称で引き落としされますのでご承知おきください。
・０歳から２歳までのお子さんついては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

（３）利用者負担（保育料）の納入について

保育料は**毎月 25 日**（土日・祝日等の場合は翌営業日）に口座から引き落としとなります。
残高不足により引き落としができなかった場合は、翌月の概ね７日に再振替を行います。
口座の変更を行いたい場合は、口座振替依頼書に記入の上、教育委員会までご提出ください。
なお、口座の変更は依頼書を提出した月の翌月から適用となります。

婚姻・離婚・障がいの認定や喪失があったとき、また世帯構成に変更があったときは変更届を提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

令和9年度　喬木村利用者負担（保育料）徴収基準について【予定】

【１号認定利用者負担額】

世帯の階層区分			徴収基準額（月額）
階層	定義		3歳以上児（１号認定） 教育標準時間
第1	生活保護世帯		円
第2	村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	円
		ひとり親世帯等以外	円
第3	村民税所得割額 77,100円以下	ひとり親世帯等	円
		ひとり親世帯等以外	円
第4	村民税所得割額	211,200円以下	円
第5		211,201円以上	円

保育無償化により無料

副食費は各園での実費徴収

【２号・３号認定利用者負担額】（年収３６０万円未満相当世帯：負担額軽減措置）

世帯の階層区分			徴収基準額（月額）			
階層	定義		3歳以上児（2号認定）		3歳未満児（3号認定）	
			保育短時間 8時間保育	保育標準時間 11時間保育	保育短時間 8時間保育	保育標準時間 11時間保育
第1	生活保護世帯			円	0 円	0 円
第2	村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		円	0 円	0 円
		ひとり親世帯等以外		円	0 円	0 円
第3	村民税所得割額 48,600円以下	ひとり親世帯等		円	12,800 円	13,800 円
		ひとり親世帯等以外		円	13,800 円	15,800 円
第4	村民税所得割額	72,800 円 未満		円	17,000 円	20,000 円
第5		97,000 円 未満		円	20,200 円	23,200 円
第6		133,000 円 未満		円	24,600 円	28,600 円
第7		169,000 円 未満		円	29,100 円	33,100 円
第8		301,000 円 未満		円	37,100 円	42,100 円
第9		397,000 円 未満		円	42,800 円	48,800 円
第10		397,000 円 以上		円	47,400 円	53,400 円

保育無償化により無料

村内保育園における副食費は3，000円徴収

喬木村の保育事業について

【延長保育事業】※各園でお申込みください。

保育認定区分	曜日	時　　間	
保育短時間認定	平　日	午前７時 30 分～午前８時 00 分	午後４時 00 分～午後７時 00 分
保育標準時間認定	平　日	午前７時 30 分～午前８時 00 分	

≪延長保育料について≫

延長保育料（基本分）

30 分ごと	100 円

【月契約】

早朝保育

時　間	７時 30 分～8 時 00 分
月　額	1,500 円

※月内で 10 日以上ご利用の場合は、月契約の金額で納入いただきます。
あらかじめ各園からお声掛けしますので、延長保育契約手続きを行ってください。

夕方（※保育短時間認定の方に限る。）

徴収基準時間	～16 時 30 分	～17 時	～17 時 30 分	～18 時	～18 時 30 分	～19 時
月　額	1,500 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※月内で 10 日以上ご利用の場合は、月契約の金額で納入いただきます。
あらかじめ各園からお声掛けしますので、延長保育契約手続きを行ってください。

※延長保育を希望する場合は、各保育園にある申込書に記入し、提出してください。
月契約による延長保育の開始・変更・解除はなるべく早めに直接保育園へ申し込んでください。
臨時的に延長保育が必要な場合は、分かった時点で早めに申し込んでください。

※延長保育料は、月締めにて翌月請求となります。
口座振替により翌月 25 日（休日の場合は翌日）に口座から引き落としになります。
残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌々月の概ね７日に再振替を行います。
再振替ができなかった際は、納付書を送付しますので、役場か金融機関でお支払いをお願いします。



地域子ども・子育て支援事業



○地域子育て支援拠点事業

喬木村では、これから子育てをするご夫婦・ご家族、妊娠中の方、0～3 歳児とそのご家族を対象に、保護者同士の交流の場、他のお子さんとの触れ合いの場として、「子育てひろば」を実施します。

こども学遊館 子育てひろば

開館日時　**平日：午前９時００分　～　午後４時００分　※曜日によって午後２時まで**

場　所　**こども学遊館**（喬木村 5828 番地 1）　Tel.0265-33－4503

「子育て相談員」が常時２名います。

子育てひろばの利用料は無料です。

（行事により、若干の参加費をいただくことがあります。）

季節の行事や子育てに関する講座を実施しています。

○一時預かり保育事業

※R8 年度実施内容（時間や利用料等、変更になる場合があります）

保護者の仕事、冠婚葬祭、傷病、入院等により緊急または一時的に保育を必要とするときや、買い物や育児疲れの回復などの理由により、家庭で保育ができない場合、保育園・子育てひろばで一時的にお子さんをお預かりします。

施　設	保　育　園	子育てひろば
場　所	たかぎ保育園・南保育園	こども学遊館
時　間	平日８：30～18：00	平日９：00～13：00
対 象 児	**１歳以上**～年長児	**生後６ヶ月からの未就園児** ※当面の間、村内に住所のあるお子さん
留意事項	*原則週３日程度、月 12 日以内の利用	*週１回程度、１日１組の利用
申込方法	利用希望日が決まったら、なるべく早めに（１週間前を目途に）希望する施設へ申込みください。	
利 用 料	３歳未満児　村内：400 円　村外：500 円　※１時間あたり ３歳以上児　村内：300 円　村外：400 円 おやつ・昼食をはさむ場合は、別途おやつ（１回 50 円）・昼食代（未満児 320 円・以上児 250 円）が必要となります。※子育てひろばは提供なし	

○状況により、希望どおりのお預かりができない場合があります。

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度では利用の理由は必要ありません。家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援することを目的としています。

- 対 象 児：喬木村に住所があり、０歳６カ月から満３歳未満の未就園児
- 利用時間：月 10 時間まで
- 利 用 料：300 円　（1 時間あたり）　※給食、おやつがある場合は、実費負担が必要です。

※利用にあたっては利用認定等の手続きが必要になります。詳しくは教育委員会までお問い合わせください。

○病児・病後児保育事業

※時間や利用料等は変更になる可能性があります。

「子どもが病気だけど、仕事を休めないし、他にみてもらう親族もいない。困った！」
そんな時に…　病気のため、保育園などで集団保育できないお子さんをお預かりします。

≪施設名≫ **健和会病院内 飯田市病児保育施設（愛称：おひさま はるる）**
≪所在地≫ 飯田市鼎中平 1936 番地　Tel.0265 -23-4001（直通）
≪対象児童≫（以下のすべてを満たす必要があります）
・飯田下伊那管内に住所がある、生後６か月から小学校に就学している児童
・病気・けが、または病気回復期で、保育園、幼稚園、学校等に通えない状態であり、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合
・医師が病児保育施設の利用が適当であると判断した児童
≪受け入れ可能定員≫　１日６人
≪お預かりできる日時≫
月～金曜日（祝日・お盆・年末年始除く）
午前８時 00 分～午後４時 00 分　※延長保育はありません。
連続利用は、原則として７日間までです。（休業日を除く）



＜１回当たりの利用料＞
※４月～６月までは前年度の課税状況によります。

世帯の区分	利用５時間未満	利用５時間以上
生活保護世帯	無料	無料
保護者の村民税が非課税のひとり親世帯	無料	無料
保護者の村民税が非課税の世帯	500 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,000 円	2,000 円

＜ご利用について＞※詳細は村ホームページ等に掲載しています。

▲ 村 HP 二次元コード

1. 事前の利用登録

利用を希望する方は、事前に予約アプリ「ぴったんこはるる」から登録・予約申込が必要です。

2. かかりつけ医の受診・“おひさまはるる”の予約

・当日までにかかりつけ医を受診し、医師連絡票を記入いただき、利用当日持参ください。
・ぴったんこはるる（アプリ）にて施設へ予約してください。
※原則、利用する日の前日までにご予約ください

3. 利用する

・「医師連絡票」が必要です。
・必要なものをもって施設へお出かけください。迎えの時間、誰が来るかを必ずお伝えください。

※利用月の翌月、村から納付書を送りますので、役場か金融機関で利用料を納入してください。

喬木村保育園について

保育理念

喬木村の自然や文化、歴史など恵まれた環境の中で子どもの健やかな心身の発達を図り、一人ひとりの最善の利益を考慮し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。

保育方針

○子どもとの信頼関係を大切にし、安全で安心できる生活の場を整え、自己を十分に発揮できるようにしていく。
○発達課題を的確に把握し、発達過程を尊重しながら援助していく。
○保護者の気持ちを受け止め、共に子育てをしていく。
○地域の中での保育を大切にし、様々な方々と交流をしていく。

保育目標

○生命力、生活力が旺盛で将来伸び得る可能性を培い、たくましく自分の道を切り開いていくことができる子どもを育てる。
・健康でたくましい子ども・自分のことは自分でする子ども・意欲的に取り組む子ども
・思いやりのもてる子ども・自然を愛し情緒豊かな子ども　・豊かな感性や創造性のもてる子ども

保育園紹介

喬木の保育園って
どんなところかな？





２園とも信州型自然保育の認定を受けており、豊かな自然と温かな地域の中で、子どもたちの“生きる力”を育むために、体験や自然とのふれあいなどを大切にしています。

未就園児交流（おひさまクラブ）年６回
戸外遊び（砂あそび、水あそび）、散歩
制作、読み聞かせ、わらべうた等
子育て相談もしています。

☆一時預かり保育
・各園で随時受付しています
☆特別保育
・年度始・年度末
・夏・冬
☆土曜保育



地域交流（一年通して行います）
○おじいちゃん、おばあちゃんと交流！
・デイサービス、特養へ行って、肩たたきや歌のプレゼントをします。交流を通し、思いやりの心や感謝の気持ちを育てます。
○喬木ならではの楽しい体験！
・園での畑活動や田んぼ作りなどを教えてもらい一緒に様々な体験をさせていただきます。

保育園の楽しい生活

はる

- 入園式
- 親子遠足
- 遠足
- もみまき
- 田植え
- 祖父母参観日

なつ

- プール遊び
- 七夕まつり
- 飯ごう炊さん

あき

- 運動会
- 遠足
- 七五三参り
- 稲刈り他
- イナゴとり
- 焼き芋

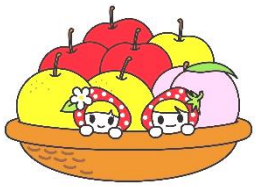
ふゆ

- クリスマス会
- もちつき
- おやす作り
- どんど焼き
- 豆まき

古くから伝わる伝承行事を体験し、いわれ等も伝え、子ども達の心に残る楽しい活動や行事をたくさんしていきます。

畑にはおいしい野菜がいっぱい

きゅうり　スイカ　じゃがいも　大根　トマト　さつまいもなど、年長児が中心となり育てたい野菜や食べたいものを愛情と責任をもって育てます。



☆育ててうれしい！
☆作って楽しい！
☆食べておいしい！

楽しいクッキング

☆よもぎを摘んできて
　ホットケーキ・おだんご作り
☆カレー・五平餅作り
☆畑の大根を使って豚汁つくり
　おでんパーティー　など



【体験を通して、豊かな感性・想像力を育てる】
２園の交流（なかよしの日、各学年）、観劇、歌、わらべうた、絵本読み聞かせ、製作など。

毎日の当番活動や雑巾がけなどを通して、人の役に立つ喜びを得る。

≪たかぎ保育園≫

住所：喬木村 1925 番地 1

電話：33-3660

定員：200 名

〇園 HP：

http://nursery.ict-takagi.com/takagi/



【保育目標】

〇豊かな自然の中で、探求心をもって様々な体験をし、生命の大切さや収穫の喜びを感じ、たくましい子どもを育てる。

〇年齢を超えていろいろな友達と関わり合う中で一緒に遊ぶ喜びを感じ、思いやりの心を育てる。

〇地域を知り、地域の方々と関わり、喬木村に興味や愛着がもてる子どもを育てる。

〇元気で気持ちの良いあいさつができる子を育てる。

たかぎ保育園の活動

広い園舎・園庭では、子ども達の興味に合わせていろんな遊びが展開されています。





未満児が安心して遊べる園庭やホールがあり、未満児も伸び伸びと遊んでいます。





<u>とろりんこ公園（自然体験保育）</u>

昨年度より『やまほいく』の認定を受け、新たに小学校近くにフィールドを開拓しました。自然の中で、様々な発見や挑戦をしながら夢中で遊ぶことで、目に見えない力（非認知能力）を育てています。今後、小学校とも連携し、さらに活動を広げていきたいと考えています。





地域の方と関わりながら、園外にも出かけ、その季節ならではの活動を通して、この地域が大好きな子ども達を育てています。



イナゴ獲り



未満児散歩





小学校の田んぼでどろんこ遊び



野菜の苗植え



鏡餅づくり

≪喬木南保育園≫

住所：喬木村 13567 番地
電話：33-3043
定員：45 名
園 HP：
http://nursery.ict-takagi.com/minami/



【保育目標】

〇興味関心を広げ自らの考えをもって行動し、自分の好きなことや得意なことを発揮できる子どもを育てる。
〇地域を知り地域の方達と関わり、自分達の生まれ育った土地に興味や愛着をもてる子どもを育てる。
〇いろいろな友達と関わる中で、違いや良さに気づきながら思いやりの心を育てる。
〇四季ごとの自然体験や小動物との関わりを通し、自然を愛する情緒豊かな心とたくましい体を育てる。

南保育園の特色ある環境・活動

南保育園のいいところ
メダカの学校・おいしい広場・田んぼ・大きな畑





自分の力で考え、作ること、食べることを繰り返し、非認知能力を高めます。







地域の方と触れ合うことで、温かく関わってもらい自己肯定感が高まります。地元に愛着を持てる子どもに育ちます。



少人数で一人ひとりが活動に夢中になれる環境。異年齢での関わりが深く、思いやりの心が育ちます。







大きな集団の経験もできるようにたかぎ保育園との交流も積極的に行っています。



入所にあたって

・規則正しい生活習慣を送ることで心も体も安定し、すこやかな成長につながっていきます。
・環境を整え遊びから発展し、子どもの発想を大切にしていく保育を行っています。
・子どもの主体的（自ら遊ぶ)、対話的（友達と伝えあいながら)、共同的（友達と力を合わせて）な遊びを大切にしています。
・保護者の方と連絡を取り合い協力して、園児が安全に健やかに成長する事を願って職員一同保育していきたいと思います。分からないことがありましたら気軽に声を掛けてください。
・保育園は集団生活です。保護者の方も約束、決まりを守りお互い気持ちよい園生活が送れますようにご協力をお願いします。

身支度・服装について

○活発に動け、汚れてもよい、また危険のない服装で登園してください。

【３歳以上児】
○通園には園児服を着用します。

○帽子について
・帽子は交通安全のため男女ともメトロ帽子
冬はメトロ帽子か園指定のニット帽
暑い時期は適宜、カラー帽子

【０．１．２歳児】
○園児服は着用しません。

○かばん…保育園指定のものはありません。各自用意をしてください。
（連絡帳・エプロン・汚れ物等を入れます。小さすぎないリュック型のものをご用意ください。）

○通園時の帽子は自由です。園ではカラー帽子を使用します。（カラー帽子は２歳児より個人持ちになり、以上児で引き続き使用します。０・１歳児は園のカラー帽子を使用します。）

現在、年少児に村内事業所で寄贈される物

・カバン　　（村関係企業様より）
・メトロ帽子　（村交通安全協会より）
・園児服　　冬服１着（村より）

※園児服を１着以上希望する方は、予約注文にて村内の衣料店から購入してください。
（１２月の新入園児面談日に注文していただきます。）

準備していただくもの

【３歳以上児】

○お弁当箱 …… アルミ製で子ども用の物
（おかず入れはいりません）



○お弁当袋 …… 子どもが出し入れしやすい大きさの物

年中、年長児は布ナフキンで包みます。

※箸は園の箸を使用します。
※弁当箱(蓋と箱)に記名をお願いします。



お弁当・お弁当袋

○おやつ用ハンカチ … 白い木綿のハンカチを毎日洗って持ってきてください。

○ハンカチ入れ



○おてふきタオル……ハンドタオルの大きさで、掛けられるように一角に紐を付けて 用意してください。毎日２枚（部屋用・トイレ用）使用します。（南保育園は１枚）

○歯ブラシ、コップ……毎日持ち帰りますので洗って持ってきてください。
（歯ブラシは毛先が痛んだら取り替えてください）

○歯ブラシ、コップ袋……袋は出し入れしやすい大きさのものにしてください。



おてふきタオル（３０㎝位四方）



歯ブラシ・コップを入れる袋（巾着袋）

○マスク……子どもさんにあったサイズのマスクとマスクを入れる袋を用意してください。
（未満児は使用しません。）

○上履き……１年を通して白いシューズ（多少の柄あり可）を使用します。
上履きを入れる袋（買い物袋、布製の袋など）を用意してください。





○絵本袋 ……園から絵本・その他の物を持ち帰るため、肩に掛けて登降園できるように布で袋を作ってください。（紐の長さは子どもに合わせて調節できるものにしてください。）

○昼寝布団 …… 子どもが自分で持ち運びます。枕は不要です。毎週末に持ち帰ります。
（マットレス、スポンジ等はやめてください。）
布団・カバーともに名前を付けてください。



掛け布団
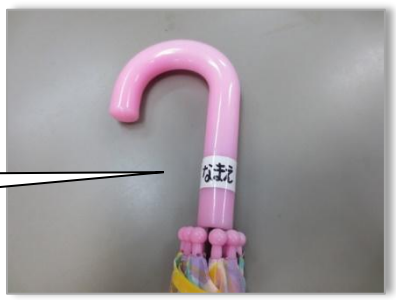


敷き布団

○タオルケット又は毛布 ……真夏の暑い日、寒い日のために用意してください。
（毛布は薄すぎない生地で、子どもさんの体に合ったサイズの物）

○ティッシュペーパー ……1 箱（なくなった時は空箱を持ち帰りますので、補充をしてください。）

○雨傘 …… 必要に応じて用意してください。
柄（え）の部分に名前を付けてください。



○カラー帽子……ひさしの部分に名前を書いてください。



○雑巾 …… 切り口を折り込んで手縫いしたもの。

※年中児、年長児は新しいタオルを四つ折りにしたものを２枚。

※年少児は新しいタオルを半分に切って四つ折りにしたもの２枚。

タオルを四つ折りにしたものを１枚。

タテ
約 32 ㎝
ヨコ
約 20 ㎝



タテ
約 20 ㎝
ヨコ
約 17 ㎝

○連絡帳 …… 後日お渡しします。表紙に布カバーを貼り付けてください。

入園時に１冊お配りします。2 冊目からは同じサイズの物を各家庭で用意してください。

（Ａ６）

【留意事項】

・着る物、持ち物にはすべて記名し目印を付けてください。（布を縫い付け記名等）

・服、ズボン、下着、靴下、靴等しっかり書いて、消えたら必ず書き直してください。

【 ０・１歳（いちご組）・２歳児（もも組・りんご組） 】

○昼寝布団 …… 季節に応じてタオルケットや毛布　＜３歳以上児参照＞
○着替え　上着 …… 服　ズボン　靴下（３枚位）
　　下着 …… 肌シャツ　パンツ（４枚位）
　　（**ロンパース・キャミソール**は使用しないでください。）

○ビニール袋（汚れ物、使用済みエプロン入れ）１枚ずつ記名する。

○お手ふきタオル……毎日１枚　＜３歳以上児参照＞



食事用エプロン

○食事用エプロン…（０・１歳児３枚、２歳児１枚）タオル半分位の物にゴム紐をつける。

○口拭き用ハンドタオル（毎日１枚）

○オムツ（必要な方は１０枚位・お尻側に記名をする）
　　※使用後のオムツは園で処分します。

○オムツ交換マット…バスタオルを半分にして端を縫う。
　　※サイドは縫わず筒状にしてください。



おむつ交換マット

○お尻拭き　１個　　※オムツを使用している人のみ

○上履き ……１歳児は使用しません。
　　２歳児は状況により使用します。　使用する場合は事前にお知らせします。

○絵本袋……０・１・２歳児は簡単な手提げ袋でも良いです。
　　（用意する場合は３歳以上児参照）

○カラー帽子……0.1 歳児は園のものを使用します。
　　2 歳児<3 歳以上児参照>（保育園で注文します）

○ティッシュペーパー　１箱



雑巾

○雑巾２枚（新しいタオル四つ折りにしたもの２枚）

【留意事項】

・着る物、持ち物にはすべて記名し目印を付けてください。(布を縫い付け記名等)
・服、ズボン、下着、靴下、靴等しっかり書いて、消えたら必ず書き直してください。

支給認定申請書 兼 教育・保育施設入所申込書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

受付印

記入例

喬木村長　様

認定者番号		新規	継続

次のとおり、施設型給付費[illegible]を申請します。

なお、記載事項に変更があ[illegible]

【新規】今回初めて入所申込をする児童
【継続】令和7年度に既に入所している児童

令和 8年 11 月 9 日申込

申込書の提出日を記入してください。

住所	〒 395 － 喬木村 アパート名等 電話（自宅 0265 － 33 － 2002 ）（携帯 父 090 － XXXX － XXXX ） （携帯 母 080 － XXXX － XXXX ）			地区名 馬場１
入所児童	ふりがな たかぎ はなこ 氏名 喬木 花子	性別 男・(女)	生年月日 令和 5 年 6 月 30 日生	年齢 3 歳 (R9.4.1現在)
		（ 3 ）人きょうだいの（ 3 ）人目		
保護者（申請者）	ふりがな たかぎ いちろう 氏名 喬木 一郎 (喬木印)	令和7年 都道府県		

R8.1.1 以降に転入された場合は記入してください。
R8.1.1 時点の住所地で所得課税扶養証明書の取得が必要になります。

①利用を希望する施設・事業所名等

【3歳以上児】小学校入学前まで、を選択してください。
【3歳未満児】最長で「令和10年3月31日まで」となります。

第1希望 たかぎ保育園	第2希望 喬木南保育園		
利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から	☑ 小学校入学前 まで ☐ 年 月 日 まで	
利用を希望する時間	（平日） 8時 00分 ～ 16時 00分 （土曜） 時 分 ～ 時 分		
保育認定時間の希望	2・3号 ☐ 保育標準時間 ☑ 保育短時間	1号	☐ 教育標準時間

②世帯の状況

【保育施設に入所希望の方】
・2・3号をご選択ください
・標準：最大11時間　短時間：最大8時間
【幼稚園等に入所希望の方】
・1号をご選択ください

世帯員氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業（勤務先）また
喬木 一郎	父	T・S・(H)・R 8．8．23	(男)・女	
喬木 冬子	母	T・S・(H)・R 9．12．7	男・(女)	
喬木 小夏	姉	T・S・H・(R) 1．8．20	男・(女)	
喬木 秋人	弟	T・S・H・(R) 3．10．15	(男)・女	
喬木 春	祖母	T・(S)・H・R 40．4．10	男・(女)	
		T・S・H・R ．．	男・女	
		T・S・H・R ．．	男・女	（電話 － ）

支給認定に必要な市町村民税課税状況データ及び世帯情報について閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、保育施設等へ開示することに同意する場合は押印をお願いします。

※同意されない場合は、別途、課税状況を証する書類を提出いただきます。

市町村民税課税状況データ及び世帯情報閲覧について同意します。 (印 喬木)

※身体障害者手帳・療育手帳・障害年金等の交付（給付）を受けている方、児童扶養手当の受給者、特別児童扶養手当の支給対象児については、備考欄に手帳名・番号を記入の上、写しを添付してください。

児童の健康状況	☑ 健康である ☐ 持病がある（ 傷病名： ☐ アレルギーがある （ ☐ その他 （ ）
家庭の状況	☐ 生活保護を受けている（令和 年 月 日 保護開始） ☐ 母子（父子）世帯である （☐ 児童扶養手当を受給している） ☐ 同居の家族に障がい児（者）がいる （氏名： / 級） ☑ 上記のいずれにも該当しない

児童が持病・アレルギーを持っている場合は、必ず内容を記入してください。

③保育を必要とする理由について

続柄	保育を必要とする理由
父	☑ 就労　☐ 疾病・障がい　☐ 介護・看護　☐ 災害復旧 ☐ 求職活動　☐ 就学　☐ 育児休業中　☐ その他( )
母	☐ 就労　☑ 妊娠・出産　☐ 疾病・障がい　☐ 介護・看護　☐ 災害復旧 ☐ 求職活動　☐ 就学　☐ 育児休業中　☐ その他( )

保育の利用理由について、それぞれの項目へ漏れのないように記入してください。
「利用のしおり(P4)」を参考に必要な書類をご用意ください。

④保育の利用理由について　※該当する箇所にチェックまたは必要項目を記入してください。

就労	父親の状況	母親の状況
状況	☑就労中　☐就労予定	☐就労中　☐就労予定
勤務先	○×株式会社	
就労開始日	平成29　年　4　月　1　日	年　月　日
所在地	下伊那郡喬木村XXX番地	
雇用形態	☑正規　☐自営業　☐パート　☐アルバイト	☐正規　☐自営業　☐パート　☐アルバイト
	☐内職　☐派遣　☐契約　☐その他( )	☐内職　☐派遣　☐契約　☐その他( )
	雇用主との親族関係が　☐あり　☑なし	雇用主との親族関係が　☐あり　☐なし
勤務時間	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土・日　☐不規則(週　日)	月・火・水・木・金・土・日　☐不規則(週　日)
	8時　30分～17時　00分(1日あたり　7時間30分)	時　分　～　時　分(1日あたり　時間　分)
休職中の場合	☐育休中　☐その他( )	☐育休中　☐その他( )
	終了日(　年　月　日まで)	終了日(　年　月　日まで)

妊娠・出産　出産予定 ((有) ・ 無)	母親の状況
出産予定日	令和　9　年　3　月　1　日
産休後の予定	☑育休取得　☐仕事復帰　☐就労予定なし

※出産予定の方は、必ずご記入ください。

疾病等	父親の状況	母親の状況
疾病・障がい名		
障害者手帳	☐有(　手帳　級)　☐無　☐申請中	☐有(　手帳　級)　☐無　☐申請中
状況	☐入院　☐通院　☐自宅療養	☐入院　☐通院　☐自宅療養
入院等期間	年　月　日　～　年　月　日	年　月　日　～　年　月　日
通院日数	週　・　月　に　日	週　・　月　に　日

介護・看護	父親の状況	母親の状況
被介護者氏名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
児童との続柄		
同居の有無	☐ 同居　☐ 別居	☐ 同居　☐ 別居
被介護者住所		
疾病・障がい名		
要介護等認定	☐有(要支援・要介護　)　☐無　☐申請中	☐有(要支援・要介護　)　☐無　☐申請中
障害者手帳	☐有(　手帳　級)　☐無　☐申請中	☐有(　手帳　級)　☐無　☐申請中
介護内容	☐自宅介護　☐通院付添 ☐入院付添　☐施設通所付添	☐自宅介護　☐通院付添 ☐入院付添　☐施設通所付添

その他	父親の状況	母親の状況
災害復旧	☐震災・風水害・火災その他の災害復旧に従事している	☐震災・風水害・火災その他の災害復旧に従事している
求職活動	☐求職活動中　☐起業準備中	☐求職活動中　☐起業準備中
その他の事由		

＊施設記載欄(施設・事業者を経由して喬木村に提出する場合)

受付年月日	令和　年　月　日		
施設(事業者)名			
住　所	〒		
担当者氏名		電話番号	
入所契約(内定)の有無	有【令和　年　月　日　契約 ・ 内定】　・　無		

就労証明書

喬木村長　　様

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　　年　月　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　月　日 ～　　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 / ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日 平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　月　／　日／月　時間／月 年月　　年　月　／　日／月　時間／月 年月　　年　月　／　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　月　日 ～　　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　　年　月　日 ～　　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　月　日 ～　　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　月　日 ～　　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日　年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日　年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名 / 生年月日　年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

〈注意事項〉

○本証明書は保育の必要性の確認以外の目的で使用することはありません。記入漏れなどがあると受付できない場合があります。

○就労時間は労働契約上の時間を記入してください。支給総額は、賞与等一時金を除き通勤費を含む例月の支給総額を記入してください。

○自営業の方は、収入について市町村民税額により確認いたします。無収入のボランティア活動、実家手伝い、自家消費のための農業は就労とは認められません。

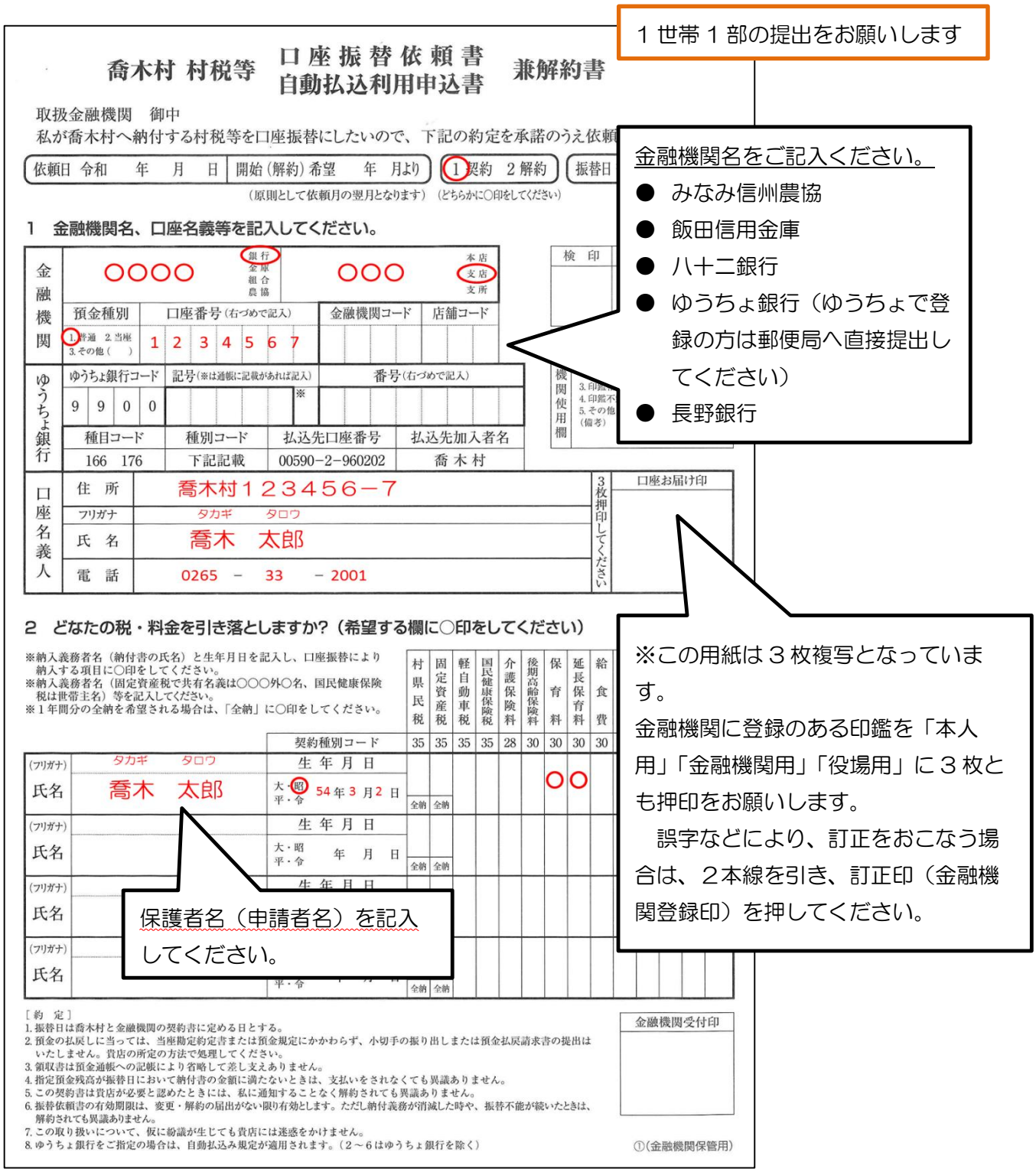
○育児休業からの復帰の場合は、復帰予定日から1ヶ月以内に提出してください。

○就労状況を確認するため、事業所へ職員が調査に伺うことがあります。記載の虚偽が判明した場合は、利用決定を取り消します。

【振替口座登録のお願い】

利用者負担（保育料及び延長保育料）について、振替口座の登録が必要となりますので、下記にそって記入いただき、提出をお願いします

※既に口座登録のある方は登録する必要はありません。
※３歳以上児の副食費については「保育料」の名称で引き落としをさせて頂きます。



喬木村 村税等 口座振替依頼書 自動払込利用申込書 兼解約書

取扱金融機関　御中
私が喬木村へ納付する村税等を口座振替にしたいので、下記の約定を承諾のうえ依頼

依頼日 令和　年　月　日 | 開始（解約）希望　年　月より | 1 契約 2 解約 | 振替日
（原則として依頼月の翌月となります）（どちらかに○印をしてください）

1 金融機関名、口座名義等を記入してください。

金融機関	○○○○ 銀行・金庫・組合・農協	○○○ 本店・支店・支所		
	預金種別	口座番号（右づめで記入）	金融機関コード	店舗コード
	1.普通 2.当座 3.その他（　）	1 2 3 4 5 6 7		
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行コード	記号（※は通帳に記載があれば記入）	番号（右づめで記入）	
	9 9 0 0	※		
	種目コード	種別コード	払込先口座番号	払込先加入者名
	166　176	下記記載	00590−2−960202	喬 木 村
口座名義人	住所	喬木村１２３４５６−７		
	フリガナ	タカギ　タロウ		
	氏名	喬木　太郎		
	電話	0265 − 33 − 2001		

検印 / 機関使用欄（3.印鑑 4.印鑑不 5.その他 （備考））
3枚押印してください　口座お届け印

2 どなたの税・料金を引き落としますか？（希望する欄に○印をしてください）

※納入義務者名（納付書の氏名）と生年月日を記入し、口座振替により納入する項目に○印をしてください。
※納入義務者名（固定資産税で共有名義は○○○外○名、国民健康保険税は世帯主名）等を記入してください。
※１年間分の全納を希望される場合は、「全納」に○印をしてください。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢保険料	保育料	延長保育料	給食費
契約種別コード	35	35	35	35	28	30	30	30	30
（フリガナ）氏名	タカギ　タロウ / 喬木　太郎	生年月日 大・昭 平・令 54年3月2日						○	○	
	全納	全納							
（フリガナ）氏名		生年月日 大・昭 平・令 年 月 日							
	全納	全納							
（フリガナ）氏名		生年月日							
（フリガナ）氏名		平・令							
	全納	全納							

［約　定］
1. 振替日は喬木村と金融機関の契約書に定める日とする。
2. 預金の払戻しに当っては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金払戻請求書の提出はいたしません。貴店の所定の方法で処理してください。
3. 領収書は預金通帳への記帳により省略して差し支えありません。
4. 指定預金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、支払いをされなくても異議ありません。
5. この契約書は貴店が必要と認めたときには、私に通知することなく解約されても異議ありません。
6. 振替依頼書の有効期限は、変更・解約の届出がない限り有効とします。ただし納付義務が消滅した時や、振替不能が続いたときは、解約されても異議ありません。
7. この取り扱いについて、仮に紛議が生じても貴店には迷惑をかけません。
8. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。（２～６はゆうちょ銀行を除く）

金融機関受付印

①（金融機関保管用）

1 世帯 1 部の提出をお願いします

金融機関名をご記入ください。
- みなみ信州農協
- 飯田信用金庫
- 八十二銀行
- ゆうちょ銀行（ゆうちょで登録の方は郵便局へ直接提出してください）
- 長野銀行

※この用紙は３枚複写となっています。
金融機関に登録のある印鑑を「本人用」「金融機関用」「役場用」に３枚とも押印をお願いします。
　誤字などにより、訂正をおこなう場合は、２本線を引き、訂正印（金融機関登録印）を押してください。

保護者名（申請者名）を記入してください。

今 後 の 日 程

（1）支給認定申請書兼入所申込書の受付

受付期間	令和８年１１月９日（月）～ 令和８年１１月３０日（月）
受付場所 受付時間	村内各保育園（たかぎ・南）　午前７時 30 分～午後６時 00 分 福祉センター１階　教育委員会　午前８時 30 分～午後５時 15 分

申込み時の提出書類

① 「支給認定申請書　兼　教育・保育施設入所申込書」
※児童１人につき、１枚ずつ記入してください。

② 「就労（予定）証明書」
※保護者のものがそれぞれ必要になります。

③ 「村税等口座振替依頼書兼解約書（喬木村）」（新たに入所される方のみ）
※保護者名での口座登録が必要です。
兄弟が入所の際に、既に保護者名で登録のある方は登録不要です。

③　保育の必要な事由に応じて必要な書類　など（P4 掲載）

（⑤　令和８年度所得課税扶養証明書）
※令和８年１月１日に喬木村以外に住所地があった方のみ

（⑥ 保育園広域入所希望理由書（村外の認定こども園、保育所等を希望される方のみ））

（2）新入園児面接　（村内各保育園にて行います）

※年少から新たに入所のお子さんが対象となります。

・村内各保育園　　12 月４日（金）　詳細は後日ご連絡いたします。

（3）新入園児の入園説明会（村内各保育園）

たかぎ保育園入所予定者	令和９年２月４日（木） 新年少児　９時～ 新未満児　14 時４５分～	【内容】　入園時の準備品等の説明、新規未満児は面談の日程調整 【持ち物】筆記用具
南保育園入所予定者	令和９年２月９日（火） 11 時～	

※正式な開催案内は、各保育園から対象者に別途ご案内（１月頃）いたします。
※村外の施設を利用希望の方は、説明会の日程等について直接各園にご確認ください。

ご不明な点がございましたら 下記 までご連絡ください。

＜お問い合わせ＞

喬木村教育委員会 子ども教育係	たかぎ保育園	喬木南保育園
Tel. 0265-33-2002　Fax.0265-33-3682	Tel. 0265-33-3660	Tel. 0265-33-3043